

令和5年 第1回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和5年1月12日(木) 午後1:30~3:30

2. 場 所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
職務代理	1	谷地村 久人
委員	2	佐藤 哲
委員	3	坂根 克也
委員	4	下村 勇一郎
委員	5	佐藤 久美子
委員	6	荻沢 功
委員	7	橋端 秀作
委員	8	工藤 勉
委員	9	橋端 哲美

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局主事 服部 獨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第1号

農地法第18条第6項の規定による届出について

日程第4 議案第1号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

(令和5年第1回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、6番荻沢委員にお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は10名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には1番谷地村職務代理並びに8番佐藤委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出について説明いたします。 農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告いたします。 3ページをお開きください。 受付番号第1号の届出について、解約の理由は、契約内容の変更により、合意解約をするものです。 4ページに解約に係る合意書および通知書の写し、5ページに位置図を添付してありますので参考にしてください。 続きまして6ページをお開きください。 受付番号第2号の届出について、解約の理由は、借り手の経営規模縮小により、合意解約をするものです。

	<p>7ページに解約に係る合意書の写し、8ページに位置図を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>続きまして9ページをお開きください。</p> <p>受付番号第3号の届出について、解約の理由は、借り手の経営規模縮小により、合意解約をするものです。</p> <p>10ページに解約に係る合意書の写し、11ページに位置図を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p> <p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に、日程第4議案第1号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第1号の審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>12ページをお開きください。</p> <p>日程第4、議案第1号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。</p> <p>農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出を受けたので審議を求めるものです。</p> <p>13ページをお開きください。</p> <p>議案第1号、受付番号第1号の申請は、譲受人は、以前から貸借により作付けしていましたが、この度売買契約に至り農地取得後も畠として使用することです。</p> <p>農地の所在は戸来字館神、地目は畠で1筆●●●●m²です。</p> <p>14ページをお開きください。</p> <p>農地法第3条第1項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>15ページに許可申請書の写し、16ページに位置図を添付してありますので、参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第1号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p> <p>(質疑意見なし)</p>

議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第1号受付番号第1号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第1号受付番号第1号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第1号受付番号第2号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	17ページをお開きください。 議案第1号、受付番号第2号の申請は、譲渡人は、村外に在住しているため農地を手放したいと考えており、譲受人は、経営規模拡大を考えていたことから、売買契約に至りました。 農地の所在は西越字新田、地目は田で計8筆、面積は●●●●m ² です。 18ページをお開きください。 農地法第3条第1項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 19ページに許可申請書の写し、20ページに位置図を添付しておりますので、参考にしてください。 以上で受付番号第2号の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第1号受付番号第2号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第1号受付番号第3号から第5号は関連がございますので一括して審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	21ページをお開きください。 議案第1号、受付番号第3号の申請は、使用貸借の契約期間満了に伴い、再契約するものです。 農地の所在は戸来字川代下モ平、地目は畠で計3筆、面積は●●●●m ² です。 22ページをお開きください。

	<p>農地法第3条第1項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>23ページに許可申請書の写し、24ページに使用貸借契約書の写し、25ページに位置図を添付してありますので、参考にしてください。</p> <p>続きまして26ページをお開きください。</p> <p>議案第1号、受付番号第4号の申請は、使用貸借の契約期間満了に伴い、再契約するものです。</p> <p>農地の所在は戸来字向谷地、地目は田で計5筆、面積は●●●●m²です。</p> <p>27ページをお開きください。</p> <p>農地法第3条第1項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>28ページに許可申請書の写し、29ページに使用貸借契約書の写し、30ページに位置図を添付してありますので、参考にしてください。</p> <p>続きまして31ページをお開きください。</p> <p>議案第1号、受付番号第5号の申請は、使用貸借の契約期間満了に伴い、再契約するものです。</p> <p>農地の所在は戸来字鞍掛沢、地目は田で計3筆、面積は●●●●m²です。</p> <p>32ページをお開きください。</p> <p>農地法第3条第1項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>33ページに許可申請書の写し、34ページに使用貸借契約書の写し、35ページに位置図を添付してありますので、参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第3号から第5号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第1号受付番号第3号から第5号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号受付番号第3号から第5号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第1号受付番号第6号について審議に付します。</p>

	事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>3 6 ページをお開きください。</p> <p>議案第 1 号、受付番号第 6 号の申請は、譲渡人が村外に在住しているため農地を手放したいと考えており、譲受人は経営規模拡大を考えていたことから、売買契約に至りました。</p> <p>農地の所在は西越字大曳沢他、地目は田及び畠、計 3 筆、面積は●●●●m²です。</p> <p>3 7 ページをお開きください。</p> <p>農地法第 3 条第 1 項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>3 8 ページに許可申請書の写し、3 9 ページに位置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第 6 号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 1 号受付番号第 6 号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 1 号受付番号第 6 号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和 5 年第 1 回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5年 1月 12日

議 長 日向 將行

署名者 谷地村 久人

署名者 工藤 勉